厚生ニュース　市ヶ谷センターから組合員の皆様へ大切なお知らせ！！

交通事故など第三者行為の届出について

交通事故などの**第三者行為**による
ケガや病気の治療でマイナ保険証等を使ったときは
すぐに届出をお願いします！
（※届出により組合員様に医療費の負担をお願いするものではございません）



※自衛官ご本人がマイナ保険証兼自衛官診療証をご使用された場合、所属駐屯地及び基地の衛生隊にて所定の手続きを行ってください。
※相手が不明な場合も届出が必要です。
※ご自身の過失が100%の際は届出不要です。

【届出方法】
① コンタクトセンターへ連絡
② 電子申請または紙申請
（損害賠償申告書、交通事故証明書、診断書等の提出）



※第三者行為の内容により、その他の書類の提出をお願いすることがあります。
※紙申請の場合は、所定の用紙を共済組合ホームページからダウンロード、又は支部窓口にてコピーをしてご使用下さい。

第三者行為とは？

交通事故



衝突した車両の**運転手**や同乗していた車両の**運転手**に治療費を請求します。

けんかやＤＶ等



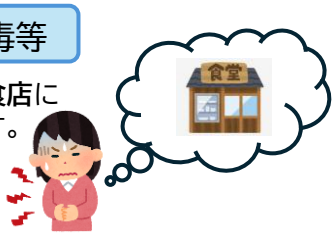
けんかの相手に治療費を請求します。

他人の犬にかまれた



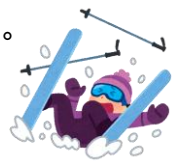
犬の飼い主に治療費を請求します。
（飼い主が加入するペット保険、個人賠償責任保険の場合もあります。）

外食時の食中毒等



食品の販売元や飲食店に治療費を請求します。

スキー・スノーボード等の衝突・接触事故



衝突・接触した相手に治療費を請求します。

◎第三者行為によりケガをされた場合や、第三者行為にあたるか否かご不明な場合などは、以下へお気軽にお問い合わせください！
マイナ保険証を使っていない場合でも構いません。

防衛省共済組合コンタクトセンター
メール：共済組合ＨＰ「コンタクトセンター問い合わせフォーム」
　　又は 電子申請システムの「お問い合わせ」より
電　話：０５０－３６５１－０８０５（通話料は組合員様負担）
　　またはＬＩＮＥ電話（通話料は無料）

共済組合ＨＰ 問い合わせフォーム
ＬＩＮＥ 電話
詳細はＨＰで

守るあなたを支えたい 防衛省共済組合